

# 中国はデジタル経済の新時代を迎える ～2017年は27兆元規模

中国投資銀行部  
中国調査室

## メインピックス ..... 2

### 中国はデジタル経済の新時代を迎える～2017年は27兆元規模 ..... 2

- ▶ 中国信息通信研究院が発表した報告では、デジタル経済には、電子情報製造業、基礎電信業、ソフトウェアサービス業、インターネット産業を含む情報通信産業(デジタル経済の基礎部分)と、従来型産業がデジタル技術の応用による生産量、質と生産効率の向上(デジタル経済の融合部分)の二つの部分で構成されると説明している。すなわち、工業、農業、サービス業、公共サービスなどの業界がデジタル技術を利用することで、新たな生命力を生み出すことである。現在、デジタル技術は従来型産業と融合し、経済発展に新特徴や新趨勢を示しており、中国経済の活性化にも大きく寄与している。
- ▶ 中国における2017年のデジタル経済の規模は前年比20.3%増の27兆1,737億元となり、GDP(国内総生産)の32.9%を占めており、同2.6ポイント上昇し、一部の先進国水準に接近または超過した。デジタル経済は近年来、経済成長のコア原動力となり、2017年のGDPに対する寄与率は55%に上昇した。

## 君合の中国法コラム ..... 8

### 退職時の賞与支給について ..... 8

- ▶ 中国においては、従業員の退職のピーク期である春節後の3月と4月を「金三銀四」という俗称で呼んでおり、相対的に従業員の退職(特に自己都合退職)が特に多い時期となっている。この時期に退職者が多い原因としては、年末賞与が春節前後に支給されることが挙げられる(中国の賞与には月例賞与、年末賞与等があるが、本稿では、年末賞与を中心に紹介する)。当然のことながら、年度途中で退職を選択する従業員も少なくなく、このような場合に、退職する従業員が当年度の在籍期間に相当する賞与の支払いを求めて訴えを起こすケースがよく見受けられる。本稿では、賞与の法的性質を分析するとともに、労働仲裁及び裁判における実務上の取扱いについて紹介する。

## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5月) ..... 11

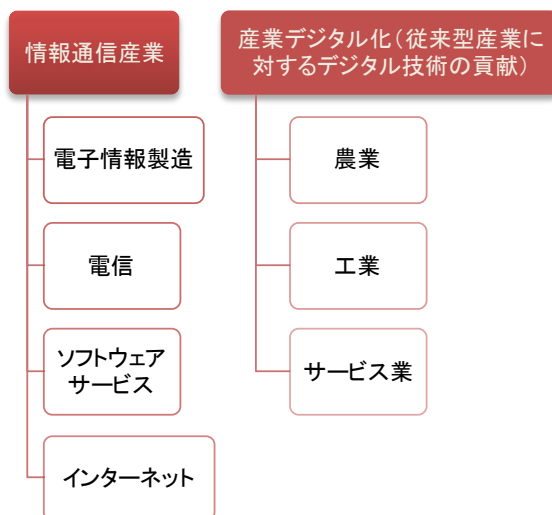
## メインピックス

### 中国はデジタル経済の新時代を迎える～2017年は27兆元規模

デジタル経済は情報技術革命の発展に伴い出現した新たな経済モデルであり、農業経済、工業経済に続く新型経済形態である。2016年9月に開かれたG20杭州サミットで、「20カ国・地域デジタル経済発展と協力提唱」が発表された。中でもデジタル経済とは、デジタル化した知識や情報(データ)を生産要素として、情報ネットワークを媒介として、情報通信技術の有効な活用を効率性向上や経済構造最適化の重要な推進力とした一連の経済活動を指すと明確化した。

中国信息通信研究院が発表した報告では、デジタル経済には、電子情報製造業、基礎電信業、ソフトウェアサービス業、インターネット産業を含む情報通信産業(デジタル経済の基礎部分)と、従来型産業がデジタル技術の応用による生産量、質と生産効率の向上(デジタル経済の融合部分)の二つの部分で構成されると説明している(図表1)。すなわち、工業、農業、サービス業、公共サービスなどの業界がデジタル技術を利用することで、新たな生命力を生み出すことである。現在、デジタル技術は従来型産業と融合し、経済発展に新特徴や新趨勢を示しており、中国経済の活性化にも大きく寄与している。

【図表1】デジタル経済の構成



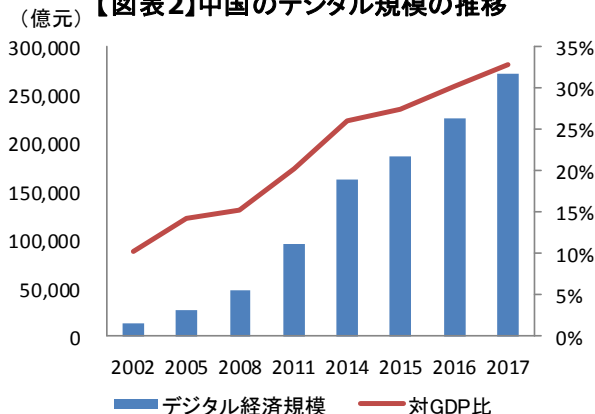
\*以下全ての図表は中国信息通信研究院のデータを基に作成

## I. デジタル経済の規模と構成

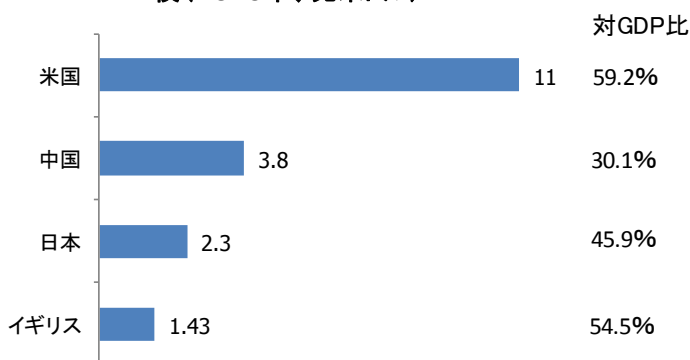
中国信息通信研究院(CAICT)の計算によると、中国における2017年のデジタル経済の規模は、前年比20.3%増の27兆1,737億元となった。これはGDP(国内総生産)の32.9%を占めており、同2.6ポイント上昇し、一部の先進国水準に接近または超過した(図表2、3)。デジタル経済は近年、経済成長のコア原動力となり、2017年のGDPに対する寄与率は55%に上昇した。

中国におけるデジタル経済の急成長は政府による強力な支持、およびデジタル技術のイノベーションや応用普及によるものと考えられる。情報技術のイノベーションを基礎とするデジタル経済は、従来の需給モデルを破り、モバイル決済、シェアリングエコノミー、人口知能といった包括性・開放性を持つ経済モデルを生み出した。世界における情報産業の増加値の対GDP比は、1978年の1.5%から2006年の4.3%に上昇した。中国においてもデジタル経済のイノベーション関連投入の伸び率が速い。R&D経費支出のGDPに占める割合は2011年の1.2%から2017年の1.5%に増加、1人当たりデジタル経済のR&D経費支出は864元に増加し、2011年の2倍となった。

【図表2】中国のデジタル規模の推移

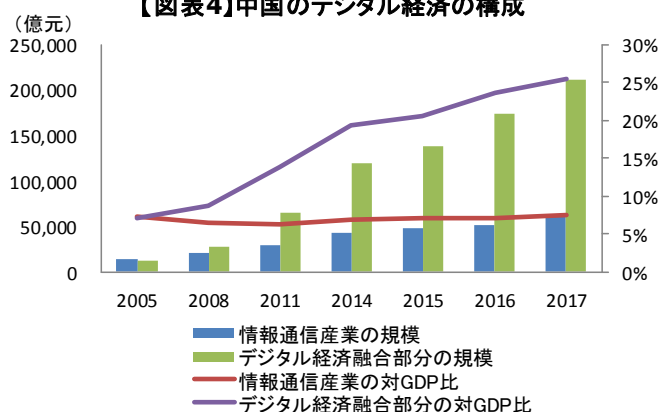


【図表3】世界主要国のデジタル経済規模 (2016年、兆米ドル)



2017年の情報通信産業の規模は6兆2,000億元となり、GDPに占める割合は2016年の7.0%から7.4%に上昇した(図表4)。内訳では、インターネット産業の増加値は初めて基礎電信業を上回り、情報通信業に占める割合は、2010年の21%から2017年の52.6%に上昇し、情報通信業発展の原動力となった。

【図表4】中国のデジタル経済の構成

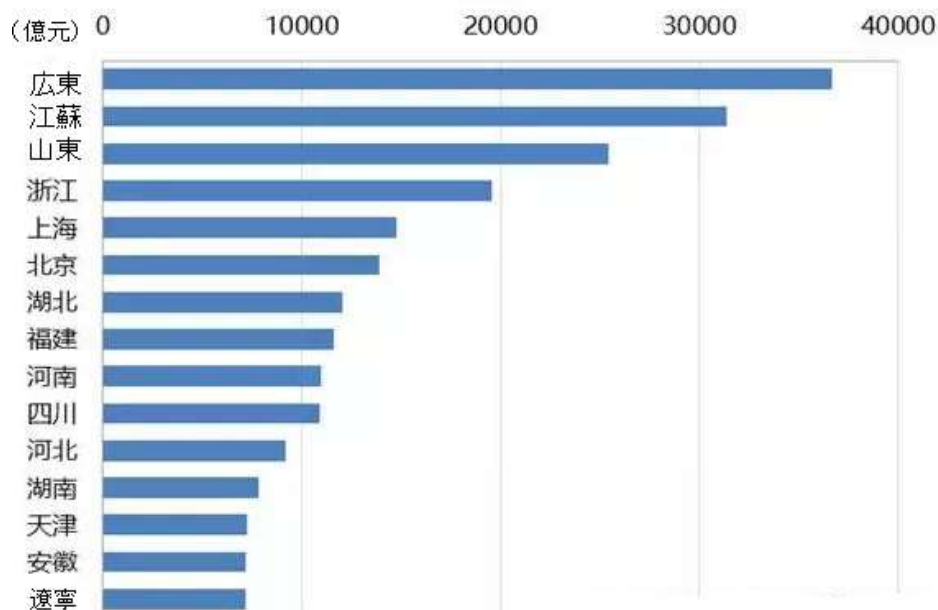


一方、デジタル経済融合部分の規模は前年比20.9%増の21兆元となり、デジタル経済に占める割合は2005年の49%から2017年の77.4%に、GDPに占める割合は2005年の7%から2017年の25.4%

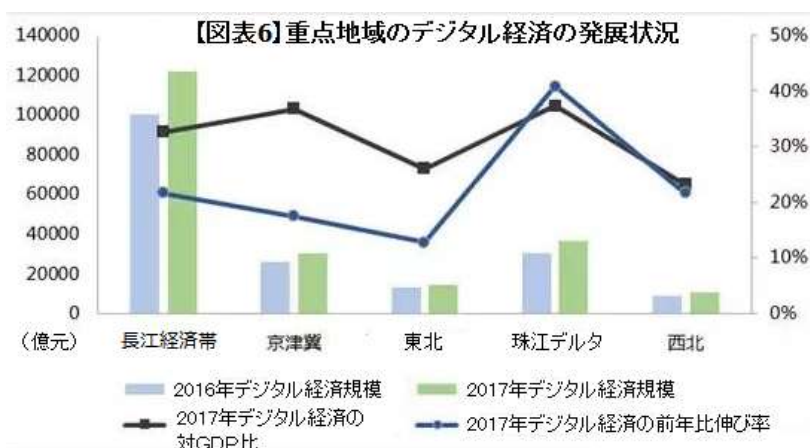
にそれぞれ上昇し、デジタル経済成長に対する寄与度は79.2%に達した。従来型産業におけるデジタル経済の応用による効率の向上や生産高の増加は、経済発展の主な推進力となっている。

地域別にみると、各省のデジタル経済規模は、東から西へと減少する傾向を示している。2017年、広東、江蘇、山東、浙江、上海など10省・市のデジタル経済規模は1兆元を超え、北京、上海、広東、天津、浙江など10省・市のデジタル経済の対GDP比は30%を超えており、デジタル経済の発展水準は、地域経済の発展に強く関わっていることが分かる(図表5)。

【図表5】2017年の地域別デジタル経済規模



長江経済帯、京津冀(北京、天津、河北)、東北、珠江デルタおよび西北など五つの地域をみると、デジタル経済規模では長江経済帯が最大の12兆2,000億元、珠江デルタ地域が3兆7,000億元と続く。デジタル経済規模の対GDP比では珠江デルタが最高の40.8%、京津冀が36.7%と続く。デジタル経済の伸び率では、珠江デルタが最高の21.7%、西北地域が21.6%と続いた(図表6)。



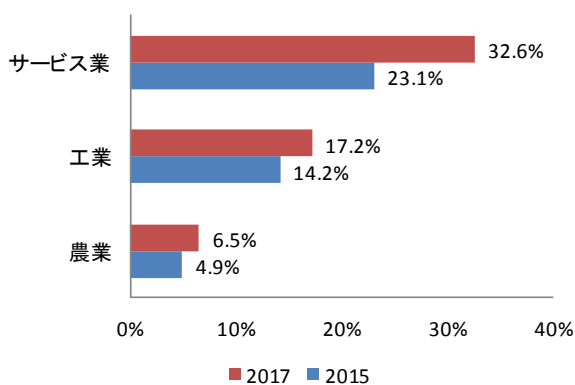
## II. 産業別のデジタル経済の発展状況

各業界におけるデジタル経済の浸透率をみると、サービス業が工業より高く、工業が農業より高い特徴を示している。2017年、サービス業、工業、農業におけるデジタル経済の割合の平均値はそれぞれ32.6%、17.2%、6.5%となっている(図表7)。

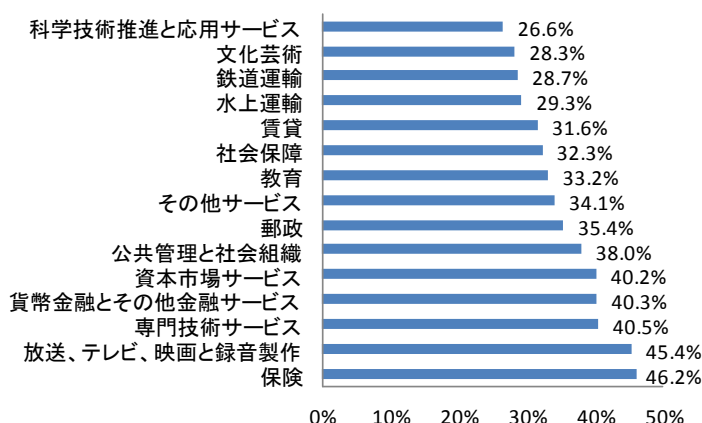
### サービス業: デジタル化関連イノベーションが活発化

サービス業のうち、デジタル経済が同業界の増加値に占める割合の上位15業種は図表8のとおり。共有経済、電子商取引およびインターネット金融市場は好調な発展ぶりを呈しており、デジタル化に関するイノベーション活動が活発化している。

**【図表7】産業別のデジタル経済の割合**



**【図表8】2016年サービス業の業種別デジタル経済の割合**



### 工業: デジタル化の水準は業界全体を下回る

工業業界のデジタル経済規模が増加値に占める割合の平均値は17%で、すべての業界水準の平均値(23%)を下回り、工業のデジタル化転換が国民経済全体より遅れていることを示している。内訳では、文化・オフィス用機械設備を主とする資本集約型業界は、紡績、製糖、皮革・毛紡績といった労働集約型業界を上回る(図表9)。

30年余りの高速成長を経て、中国は世界における製造業の最大国となり、完備した製造体系を有し、「世界の工場」と称されている。デジタル技術と製造業の融合は、川下の消費財業界から川上の製造設備、原材料

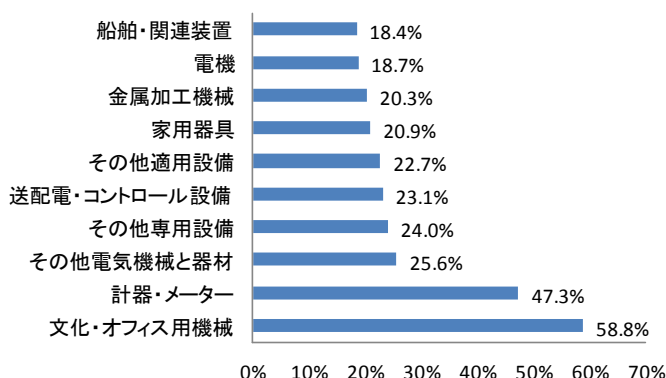
などへ、マーケティング、サービスなどから、研究開発および製造、加工などへ拡大する傾向がある。また、工場のスマート化、ネットワーク型協働、個性化のオーダーメイドといった新しいモデルが普及しつつある。

製造業のモデル転換と高度化は、新たなグローバル競争で主導権を握るカギである。製造業と融合する新世代情報技術製品とサービスは、工業クラウド、工業ビッグデータ、工業インターネットなどに集中している。現在、デジタル化生産設備のネット接続率は40%、生産設備および重要工程のデジタル化率はそれぞれ44%と46%、ネットワーク型協働を実現した製造業企業は全体の30%、製造業におけるデジタル化水準は2015年の14.2%から2017年の17.2%に上昇した。

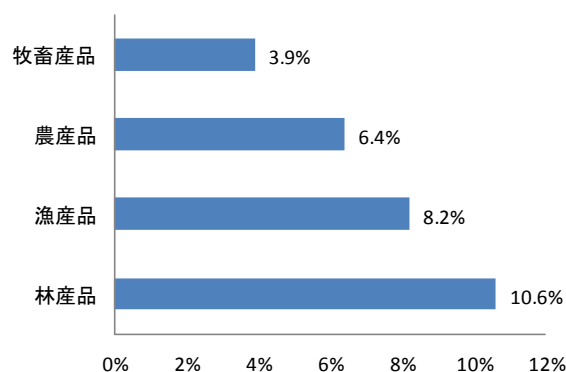
### 農業: デジタル化は低水準にある

農業生産のデジタル化水準は依然として低く、デジタル経済の割合は6.2%にとどまり、平均水準を大きく下回る(図表10)。中国の小規模な農家のような生産方式では、コンピュータ、微電子、通信、光電、リモートセンシングといった高価な情報技術設備の使用は困難であり、農業生産や管理における情報技術の使用が制約される。農業のデジタル化を向上させるには、大規模な農業生産単位に対して、情報技術設備の投入を拡大し、デジタル農業生産ツールの使用を促進する。他方、中小規模農家向けの情報インフラを構築することが必要である。

【図表9】2016年工業の業種別デジタル経済の割合



【図表10】2016年農業の業種別デジタル経済の割合

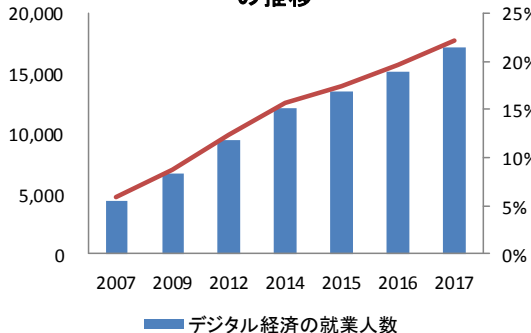


## Ⅲ. デジタル経済の就業状況

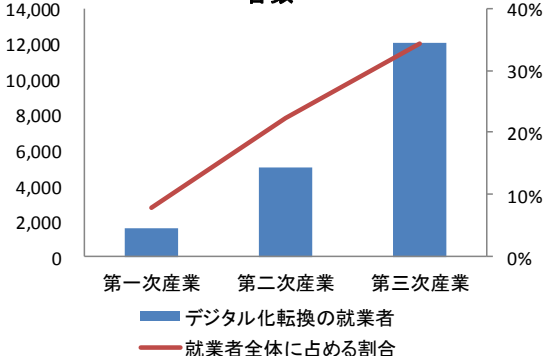
デジタル経済の就業者には電子情報製造、電信業、ソフトウェアサービス業、インターネット産業といった情報通信産業を牽引する就業者と、従来型業界においてデジタル化転換に関わる就業者が含まれる。

2017年、中国におけるデジタル経済分野の就業者数は1億7,100万人で、同年の就業者数全体に占める割合は22.1%と前年より2.5ポイント上昇した(図表11)。このうち、情報通信産業の就業者数は前年比11.0%増の1,175万人、デジタル経済融合部分の就業者数は、前年比13.1%増の1.6億人となった。従来型産業のデジタル化転換は労働力の受け皿としての役割が大きい。デジタル経済の就業者数100人当たり、28人は

【図表11】デジタル経済分野の就業者数の推移



【図表13】産業別のデジタル経済の就業者数





新規増加した就業ポストである。2012年デジタル経済において新規増加した就業者数は、215万人と同年の新規就業人口の17.0%を占める。2016年の新規就業者数は467万人と同35.9%、2017年の新規就業者数は552万人と同40.9%をそれぞれ占めている。

地域別にみると、2017年、デジタル経済の就業者数の上位5地域はそれぞれ山東、広東、河南、江蘇、浙江などの東部地域である(図表12)。全体に占めるデジタル経済の就業者数の割合が高い上位5地域もそれぞれ上海、北京、天津、福建、浙江などの東部地域で、いずれも29%以上に達した。湖北、遼寧、重慶、江蘇、河北、江西、四川、広西、安徽などの中西部地域は第8位から第16位を占めており、21%~29%の間にある。また、デジタル経済の就業者数の伸び率では、上位10地域はそれぞれ貴州、江西、四川、江蘇、寧夏、新疆、広西、吉林、雲南、黒龍江となっており、ほぼ中西部地域である。



産業別にみると、2017年第一次産業のデジタル化転換に従事する人は1,619万人で、第一次産業全体の就業者数の7.8%を占め、第二次産業のデジタル化転換に従事する人は5,054万人で同22.4%、第三次産業のデジタル化転換に従事する人は12,016万人で同34.3%を占めており、第三次産業は労働力の受け皿としての役割が大きい(図表13)。

#### IV. 問題と展望

中国の製造企業のデジタル化は不十分かつ不均衡の問題が顕在化しており、一部企業はコンピュータによる自動化の水準に達したが、大多数の企業、特に中小企業は依然として電力による大量生産の段階にある。多数の企業はデジタル化水準が低く、ネットワーク化、スマート化の基礎が弱い。工業インターネット基準、技術や産業はほぼ外資企業にコントロールされており、ハイエンド工業センサー、コントロールシステム、重要な工業ソフトウェアも外資企業が独占する状況にある。

デジタル化はネットワーク化、スマート化の基礎であり、企業のデジタル化の不十分かつ不均衡の問題を解決するには、①デジタル化の基礎を整え、デジタル化技術、設備やシステムの生産過程における応用を加速、②ネットワーク化を促進し、企業の研究開発、設計、生産、販売、サービスにおけるネットワーク化水準を向上、③工場のスマート化を推進し、スマート工場を発展させ、企業間のネットワーク型協働を強化する、などが必要である。

また、工業インターネット・プラットフォームが実体経済の全要素接続の中継、資源配置およびスマート製造の中心である。2015年以降、世界中で工業インターネット・プラットフォームの建設が加速し、現時点で150個を超えている。中国の工業インターネット・プラットフォームの発展が遅れており、世界先進水準に比べ、大手企業が少なく、コア能力が弱い。ネットワークインフラの高度化を加速するほか、工業インターネットのネットワーク建設、プラットフォーム構築、応用推進を加速させることが挙げられる。

このほか、ネット安全リスクやネット環境の面においても、政策環境の整備、安全保障の強化、人材・資金・データの保障などが求められる。

2017年12月22日、国家発展改革委は2018年の「インターネット+」、人工知能イノベーション発展、デジタル経済試行の重大支援プロジェクトリストを発表し、「インターネット+」行動計画、人工知能発展計画、デジタル経済発展の推進・徹底を加速させるスタンスを示している。2018年4月22日から24日にかけて、第1回デジタル化中国サミットは福州で行われ、同大会は「情報化で現代化を牽引、デジタル中国の構築を加速」をテーマに、中国における情報化発展政策、電子政務、デジタル経済の発展成果や実行経験を紹介した。メインフォーラムのほか、電子政務、デジタル経済、スマート社会、新型スマートシティ、ビッグデータ、デジタル福建、デジタルシルクロード、モノのインターネットなど8つの個別フォーラムが開催された。

中国は経済構造転換・高度化および世界中の新世代技術革命が交錯する時期にあり、資源牽引型の経済発展は行き詰まりつつあり、時代の潮流に沿った経済発展が求められている。データ価値の向上や技術革新により、コンピュータ技術を基礎に、デジタル技術を代表とした新たな経済形態が出現した。デジタル経済は、デジタル技術と実体経済の融合を通じて、従来型産業のデジタル化、スマート化を進展させ、価値増加と効率性向上を実現することを目標としている。新旧エンジン転換期にある中国経済にとって、高速成長を持続する新たな原動力として大きく期待されている。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 孫元捷

## 君合の中国法コラム

### 退職時の賞与支給について

中国においては、従業員の退職のピーク期である春節後の3月と4月を「金三銀四」という俗称で呼んでおり、相対的に従業員の退職(特に自己都合退職)が特に多い時期となっている。この時期に退職者が多い原因としては、年末賞与が春節前後に支給されることが挙げられる(中国の賞与には月例賞与、年末賞与等があるが、本稿では、年末賞与を中心に紹介する)。当然のことながら、年度途中での退職を選択する従業員も少なくなく、このような場合に、退職する従業員が当年度の在籍期間に相当する賞与の支払いを求めて訴えを起こすケースがよく見受けられる。本稿では、賞与の法的性質を分析するとともに、労働仲裁及び裁判における実務上の取扱いについて紹介する。

### I. 賞与の法的性質

『労働法』、『給与総額の構成に関する規定』等の現行の法令には、企業が賞与の支払いを行わなければならないという強行規定は存在しないため、企業は賞与について、自らの人事制度の中で定めるか、または労使双方が労働契約等を通じて約定することとなる。一般的に、企業による賞与支給の設定は、従業員に対する褒賞を目的とした福利厚生の一環であるため、企業が賞与を設定するか否か、賞与を如何に支給するか(例えば、支給対象、支給条件、支給時期等)等については、企業は自らの規程・制度として独自に定めることができる。

退職時の賞与支給については、基本的に企業の社内規程・制度、または労使間の約定に従うが、ごく一部の地方では退職時の賞与支給について明確な地方規定が存在することに留意する必要がある。例えば、「深圳市従業員給与支給条例」第14条では、労使関係の解除又は終了時に、従業員の月例賞与、四半期賞与、年末賞与等の対象期間(賞与算定期間)が満了していなくても、従業員の実際の在籍期間に基づいて計算した比率に応じて賞与を支給しなければならない、と定められている。この他にも、退職者に対して退職時に賞与を支給するか否かを巡る紛争について、一部の地方裁判所において指導文書が出されている。例えば、浙江省高级人民法院と浙江省労働人事争議仲裁院が2016年12月30日に公表した『労働争議事件の審理をめぐる若干の問題に関する解答(四)』は、使用者が法に基づいて制定した社内規程・制度において、「年末賞与支給日に、労使双方が既に契約を解除又は終了していた場合、年末賞与は支給しない」と定めていた場合に、当該規程は有効か否かという問題に対して、当該社内規程・制度が、法律法規の強行規定に違反していない状況においては、適法かつ有効であり、賞与支給日に双方が既に労働契約を解除又は終了している状況において、労働者が使用者に年末賞与の支払いを求めたとしても、一般的には認められない、と解答している。

### II. 労働仲裁及び裁判における実務上の取扱い

留意する必要がある点としては、中国の大部分の地区では、退職時の賞与支給をめぐる紛争について上記のような地方規定は存在しておらず、退職時の賞与支給義務の有無、企業が制定した賞与支給ルール of 適法性等については、各仲裁人、裁判官の判断に委ねられている。以下に、司法実務において一部地域で出された法的見解(主に上海及び北京地区)を紹介する。

#### 1. 就業規則に退職時における賞与支給に関する取扱いが明確に規定されている場合

北京の判例([2016]京03民終12845号)では、企業側が就業規則において「年末までに何らかの事情で退職した従業員については、その勤続年数の長短を問わず、いずれも当年度の賞与を受け取ることはできない」旨を明確に規定していたため、企業側の「従業員が年末までに退職した場合、当年度の賞与を受け取ることはできない」という主張を認めた。



また上海の判例においても([2014]滬二中民三(民)終字第761号)、就業規則において「年度途中で入社／退職については、当年度の賞与を支給しない」旨を明確に規定していた場合、または双方間の労働契約にそのような取り決めがあった場合には、年度途中で入社／退職した従業員が、自らの在職期間に基づいて計算した比率に応じて年末賞与を支給するよう求めたとしても、裁判所はこれを支持しないという判断を下した。

## 2. 企業による不当解雇が原因で賞与査定がなされなかった場合の取扱い

上海の判例(([2014]滬二中民三(民)終字第1025号)において、裁判所は、就業規則において「年末賞与は、業績査定の結果に基づき支給される」と規定していたとしても、企業の不当解雇が認められたケースにおいては、業績査定がなされなかったのは企業側の原因によるものであると判断し、該当する業績評価指標と当該従業員の実際の業績に基づいて計算した比率に応じて従業員に賞与を支給すべであると判断した。

## 3. 就業規則に定める退職時の賞与支給に関する規定は、民主的プロセスを経て制定されたものでなければならない

『労働契約法』及び関連する司法解釈によると、就業規則の発効要件として、企業内部において民主的プロセス(従業員からの意見聴取、従業員への告知)を経ておく必要がある。当該民主的プロセスを経ていなかった場合には、裁判所は当該就業規則を企業が従業員を解雇する際の根拠として用いることを認めず、最終的に裁判所から不当解雇と判断されてしまう。具体的な例を挙げると、就業規則において「退職時に就業規則に定める条件を満たしていなければ賞与を支給しない」旨を明確に規定していたにもかかわらず、当該就業規則が民主的プロセスを経ていなかったために、当該規程は法的効力を有さず、従業員に賞与を支給すべきであると判断されたケースがある([2014]滬一中民三(民)終字第1750号)。

## Ⅲ. まとめ

実際、このような紛争においては、ケースごとに事実関係が異なること、また法令上該当する規定が存在しないことから、必ずしも全て上記判例に示された通りの判断が下されるとは限らないが、上記の判例は、労働仲裁及び裁判所の下す判断の傾向を理解するにあたり参考とすることができる。以上を総括し、企業が就業規則の賞与規定を見直す際、または退職時の賞与支給の要否を判断する際に、以下のポイントに留意する必要がある。

1. 企業所在地の地方規定に、退職時の賞与支給に関するルールが存在するか否かを確認すること。
2. 退職時の賞与支給に関する社内ルール(例えば年度途中で退職する場合には、当年度の賞与は支給しない等の社内規則)については、必ず民主的プロセスを経ておくこと。また、労働契約書にも、退職時の賞与支給に関するルールを盛り込んでおいたほうがよい。
3. 年末賞与の支給条件を、「従業員の業績査定結果に応じる」としている場合には、ある従業員を業績査定対象としなかった原因が企業側に起因するものであるのか否かを確認しておくこと。
4. 当年度の賞与を翌年度に支給するケースにおいて、賞与支給日に従業員が在職していることを支給条件として規定している場合には、従業員の退職時に、当該従業員が前年度の支給条件を満たしていたかどうかを確認する必要がある。例えば、年末賞与の支給条件として、前年度の労働時間へのみを査定対象とし、業績ノルマ、従業員同士の相互評価、上司からの評価、顧客からの満足度評価等の総合的な査定項目が存在しないケースにおいて、労働仲裁や裁判で、実務上、従業員が賞与支給日に既に退職していた場合でも、当該従業員が査定対象である前年度の所定労働時間を満たしていたことを理由に、企業は賞与を支給すべきであると判断されたケースがあるため、留意する必要がある。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5月)

- MUFG BK 中国月報 第147号 (2018年5月)  
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jgen33fq5nHe45d771clid0jgen4qx2ol>  
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/4/25  
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jghl8flmidHc09ca7a1lid0jghla2xq51>  
国際業務部
- 経済マンスリー (2018年4月)  
<http://www.bk.mufig.jp/report/ecomon2018/index.htm>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214